

認定事業再構築計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成17年8月17日
2. 認定事業者名 株式会社もみじホールディングス、株式会社もみじ銀行
3. 認定事業再構築計画の目標

(1) 事業再構築に係る事業の目標

旧広島総合銀行と旧せとうち銀行は平成16年5月1日に合併し、もみじ銀行として新たなスタートを切った。合併後は、持株会社方式の統合では成し得なかった本部・事務集中部門などの統合等を実施し、これによって生じる経営資源を成長分野・重点分野に思い切ってシフトするとともに、重複する店舗の統廃合等を進め、経営基盤の強化と経営の効率化を促進している。

また、従来より、貸出金の増強や役務収益の拡大等による収益力の強化、不良債権処理の加速や融資先の経営改善支援への取組みによる資産の健全化に対する取組み等を積極的に行ってきたが、さらに、競合他行に先駆けて経営基盤を強化し、地域での優位性を確立するため、このたび、隣県の山口県に本拠を置く株式会社山口銀行との業務資本提携を決定し、財務基盤および収益基盤のより一層の強化を図ることとした。資本提携においては、もみじホールディングスが山口銀行を引受先とする第三者割当増資を実施するとともに、別途、もみじホールディングス及びもみじ銀行において自己資本の調達を行うことで、財務基盤の安定を図ることとしている。

増資後は、自己資本比率8%以上を確保し、調達した資本等を有効に活用し、中小企業・個人を中心とする地域のお客さまへのサービス向上に努める方針としている。また、山口銀行との業務提携のなかで、双方の強みを活かし、業務を補完し合い、経営力・競争力を一段と強化することで収益構造の改革に取り組むとともに、地域のお客さまに、より高品質で利便性の高い商品・サービスを提供していきたいとしている。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

平成20年3月期の自己資本当期純利益率(株式会社もみじホールディングス連結ベース)を、平成17年3月期(同)と比較して5.22ポイント向上させる。

4. 認定事業再構築計画の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

① 中核的事業

地元中小企業取引及び個人取引

② 選定理由

もみじホールディングス及びもみじ銀行は、地域における総合金融グループとして、地域経済の活性化に貢献することが最大の使命であると考えている。

これを実現するため、両者の強みである上記事業分野を中核的事业と位置付け、中小企業向け貸出、個人ローンに加え、シンジケートローン、私募債の受託等に対する積極的な取組みによる地元のお客さまへの円滑な資金供給はもとより、M&A、ビジネスマッチング等の情報仲介など、付加価値の高い金融サービスを提供していく方針である。

また、山口銀行との業務資本提携を機に、西日本最大となる金融サービスネットワークと、永年培ってきたお互いの経営基盤・ノウハウの融合により、地域のお客さまにより高品質のサービスと利便性を提供できるものと考えている。

(2) 事業再構築を行う場所

株式会社もみじホールディングス：広島市中区胡町1番24号

株式会社もみじ銀行：広島市中区胡町1番24号

(3) 事業再構築を実施するための措置の内容

別表のとおり

(4) 事業再構築の開始時期及び終了時期

事業再構築の開始時期：平成17年8月

事業再構築の終了時期：平成20年3月

5. 事業再構築に伴う労務に関する事項

(1) 事業再構築の開始時期の従業員数（平成17年3月末実績）

株式会社もみじ銀行：2,473人

（株式会社もみじホールディングスの従業員は、全員株式会社もみじ銀行からの出向）

(2) 事業再構築の終了時期の従業員数（平成20年3月末計画）

株式会社もみじ銀行：2,000人程度

(3) 事業再構築に充てる予定の従業員数（平成20年3月末計画）

株式会社もみじ銀行：2,000人程度

(4) (3)中、新規採用される従業員数

株式会社もみじ銀行：110人程度

(5) 事業再構築に伴い出向又は解雇される従業員数

予定なし

別表

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容およびその実施する時期	期待する支援措置
<p>事業の構造の変更</p> <p>資本の相当程度の増加による中核的事業の開始、拡大または能率の向上</p>	<p>① 財務基盤の強化を図るため、株式会社もみじホールディングスにおいて、普通株式および優先株式の発行による第三者割当増資を実施する。</p> <p>② もみじホールディングスは、当該株式の発行代わり金により、株式会社もみじ銀行が実施する同額の株主割当増資を引受ける。</p> <p>③ もみじ銀行では、調達した資本等を最大限有効に活用し、中小企業向け貸出、個人ローンや、シンジケートローン、私募債の受託等に対する積極的な取組みを行うことで、地元のお客さまへの円滑な資金供給に努める。また、M&A、ビジネスマッチング等への取組みを強化するなど、地域のお客さまに対して、より高品質かつ利便性の高い商品・サービスを提供することとする。</p> <p>○株式会社もみじホールディングスの資本の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加前の資本金の額：250億円 ・増加する資本金の額：117億72百万円 ・増資の方法：普通株式の発行（株式会社山口銀行による引受け） <p>○株式会社もみじ銀行の資本の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加前の資本金の額：339億26百万円 ・増加する資本金の額：117億72百万円 ・増資の方法：普通株式の発行（株式会社もみじホールディングスによる引受け） 	<p>租税特別措置法第80条の2（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p>

措置事項	実施する措置の内容およびその実施する時期	期待する支援措置
事業革新 第2条第2項第2号ハ	<p>○ 増資により強化される財務基盤をもとに、「収益構造の改革」、「資産の健全化」、「経営の効率化」を一段と押し進めるとともに、中小企業向け貸出の推進や付加価値の高いサービスの創造等を通じて、地域のお客さまに、より高品質で利便性の高い商品・サービスを提供していく。</p> <p>○ もみじホールディングスがグループ全体の「ガバナンス（経営の意思決定・監督）機能」を、もみじ銀行が「マネジメント（業務執行）機能」を担う体制とすることで、グループ経営の公平性・透明性を確保するとともに、迅速な業務執行を実現する。</p> <p>○ 下記(1)~(3)の事業革新を実現するため、もみじホールディングスは、グループの経営戦略や投下資本等の妥当性を検証するなど、適切な経営管理を行うこととする。このため、もみじホールディングスの取締役会は、もみじ銀行の業務計画・リストラ計画・リスク管理態勢等、重要事項の事前承認にあたって、妥当性等の検討を十分に行うとともに、進捗状況等の管理を徹底し、必要に応じて適切な監督・指導を行っていく。</p> <p>(1) 収益構造の改革</p> <p>① フルバンキングを行う「中核店」と、小口融資・消費者ローンおよび調達業務に特化した「エリア店」を区分する「エリア営業体制」の本格導入により、業務の集中化と専門化を図り、中小企業向け貸出・個人ローン等に対する推進体制を強化する。</p> <p>② 新規事業融資開拓を専担で行う「法人営業チーム」の設置による法人融資先の拡大等により、貸出金ボリュームの確保および貸出金利息収入の増強を図る。</p> <p>③ 個人ローンについては、商品ラインアップの拡充に加え、商品ごとの販売チャネルを明確にした提案営業の導入により、個人消費者の資金ニーズに適切かつ迅速に対応する。</p> <p>④ 投資信託・保険の窓口販売、シンジケートローン、私募債の受託等に加え、新たにM&A・ビジネスマッチングによる情報仲介等、付加価値の高い金融サービスへの取組みを進め、お客さまの幅広いニーズに応えるとともに、手数料収入の増強を図る。</p> <p>(2) 資産の健全化</p> <p>① 本部と営業店の連携強化、外部専門家の活用等による企業実態の再検証、問題点の究明・解決等に加え、DES、DDS、会社分割といった再生スキームの積極的な活用により、引続き貸出債権の健全化に取り組む。</p> <p>② 管理・回収を行う専担部署の人員を大幅に増員し、不良債権の回収を強化する。</p>	租税特別措置法第80条の2（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）

措置事項	実施する措置の内容およびその実施する時期	期待する支援措置
	<p>(3) 経営の効率化</p> <p>① 一段と踏み込んだリストラの実施により、人件費の大幅な抑制を図る。</p> <p>② 平成16年度下半期に集中実施した店舗統廃合に加え、今後さらに統廃合を進める。店舗統廃合の効果等により、平成17年度以降、物件費の削減が見込まれる。</p> <p>③ 人件費・物件費の削減と業務体制の見直しによるローコストオペレーションを推し進め、経営の効率化を図る。</p> <p>○ 以上の取組みにより、「役務（金融サービス）提供の著しい効率化」を実現する。</p> <p>○ 具体的な数値基準として、平成20年3月期の業務収益1円あたりの経費（株式会社もみじホールディングス連結ベース）を、平成17年3月期との比較において20.7%低減させる。</p>	